

手続ID:

おくやみ ハンドブック



天理市

おくやみコーナーのご案内

ご遺族が市役所で行う手続きをお手伝いします。
(場所:天理市役所1階 市民課)

予約方法は
P.3~4へ



予約方法(市役所おくやみコーナー)

おくやみ手続き

電話:0743-63-1001(市民課おくやみ担当)

※ご利用日(土日祝日除く。)の3営業日前までにご予約ください。
(来庁不要の「自宅でおくやみコーナー」もご利用いただけます。)



紹介動画

ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族の方のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続のほか年金や保険などさまざまな手続きなどが生じてくるかと存じます。

天理市では、それらのうち、主に市へ
申請・届出いただくものを少しでも分かりやすく
簡単に済ませていただけるよう
『おくやみコーナー』を設け、
各種手続きのお手伝いやご案内をしております。

このハンドブックが、ご遺族のみなさまに
少しでもお役に立てば幸いです。

奈良県 天理市長

おくやみ手続きのご案内

天理市では、おくやみコーナーを以下の2種類の方法で開設しております。

市役所への来庁

(できる)



A. 市役所おくやみコーナーを
ご利用ください。

(できない)



B. 自宅でおくやみコーナーを
ご利用ください。

おくやみコーナーを利用できる方は、
天理市に住民登録されていた方のご遺族もしくはご遺族の代理人の方のみとなります。

※天理市に住民登録をされていたが、他市区町村のサービスを受けていた保険証や資格証などをお持ちの場合は、サービスを受けていた市区町村へご確認ください。

A. 市役所おくやみコーナー※完全予約制

● 市役所でのお手続きをまとめて受付

市役所での主なお手続きについて、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了できます。

● 書類の記入がラクに

来庁時に職員が必要事項を聴きとることで、必要事項をあらかじめ申請書に印字し、各種届出書への記入負担を軽減します。

● 専用スペースで落ち着いてお手続き (市役所おくやみコーナー)

予約方法は次のページへ

B. 自宅でおくやみコーナー（市役所へ来れない方はこちらをご利用ください。）

● 市役所でのお手続きをまとめて記入

市役所での主なお手続きについて、相続人代表者様宛に各種届出書が送付されます。必要事項を記入し添付書類と共に返送すればお手続き完了です。

● 書類の記入がラクに

申込み時に相続人代表者などの情報を事前入力することで、あらかじめ申請書に情報を印字し、各種届出書への記入負担を軽減します。

● 自宅でもカンタンにお手続き

申込み方法は次のページへ

※おくやみコーナーを利用されない方へ

おくやみコーナーの予約希望日時に空きがない場合やご自宅から申込みをできない場合は、ご遺族の方が各課の窓口で直接お手続きをお願いします。この場合、予約は不要です。



「おくやみ手続きナビ」サービス

市役所での該当手続きを検索できるサービスです。

スマートフォンなどで質問に答えていくと、多数の手続きの中から亡くなられた方の該当手続きを抽出します。

ぜひご利用ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



案内をはじめる をタップ



質問に答える



おくやみコーナーの予約・申込方法、利用手順

おくやみコーナーの予約・申込は、下記のいずれかの方法で承ります。

- A. 市役所おくやみコーナーを利用する場合 - 電話予約
- B. 自宅でおくやみコーナーを利用する場合 - 申込フォームからネット申込

A. 市役所おくやみコーナーを利用

手順 1

● 予約専用電話へ電話

☎ 0743-63-1001 (内線706)

予約受付 (土日祝、閉庁日除く)

午前9:00～午後4:00 ※ご利用日の3営業日前までにご予約ください。

予約日: 月 日

午後 1:30 ~
チェック

午前 9:00 ~
チェック

午後 2:45 ~
チェック

午前 10:15 ~
チェック

午後 4:00 ~
チェック

手順 2

● おくやみハンドブックにて持ち物の確認(5ページ参照)

※ご遺族の方のものは忘れずにお持ちください。

※亡くなられた方のものはお持ちの方のみご用意ください。(見当たらないなど当日用意ができない場合でも、お手続きを進めることは可能です。)

手順 3

● 市役所おくやみコーナー利用

予約当日は【市役所 1階市民課】までお越しください。

※予約時間に10分以上遅れる場合は市民課まで電話でご連絡ください。(場合によっては、改めて予約の取り直しをお願いすることがあります。)

※お手続きの内容によっては、総合窓口以外の各課の窓口に行っていただくことや後日のお手続きとなる場合があります。

※市民課番号札発券機で「④おくやみ」を押してお待ちください。



- 注意事項
- ・死亡届の処理状況によっては、予約日時の変更（市役所おくやみコーナー）や各種届出の郵送（自宅でおくやみコーナー）が遅れる場合があります。
- ・予約や申込みの重複を避けるため、当日対応や窓口来庁時での予約受付はしておりません。
- ・いずれの方法でも手続き内容を精査するため、必要最小限の範囲で市役所内の各課と予約内容を共有いたしますのでご了承ください。

B. 自宅でおくやみコーナーを利用

手順 1

● ネットで申込み

自宅でおくやみコーナー申込みはこちらから
受付時間 24 時間（システムメンテナンス時を除く）

〈入力〉 ○亡くなられた方に関する情報
○手続きする方（相続人の方に限る）や
相続人代表者の方、喪主の方の情報



または

● WEB にて検索

天理市ホームページから予約

天理市 おくやみ 予約



手順 2

● 各種届出書の記入

ご自宅に亡くなられた方に関する情報などを事前印字した各種届出書を郵送いたします。

内容を確認し、必要事項（還付金受取口座など）の記入や署名をしてください。

手順 3

● 郵送で提出

記入した各種届出書と亡くなられた方の保険証類と一緒に郵送で提出してください。

※亡くなられた方の資格状況などにより、同封書類が異なります。詳しくは各種届出書に同封している案内文書をご確認ください。

※内容について、後日天理市から確認のご連絡をする場合があります。

※お手続きの内容によっては、後日市役所にお越しいただき担当窓口で手続きが必要な場合があります。

来庁時の持ち物について

ご遺族の方の必要なもの

【共通】

- 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- おくやみハンドブック（本冊子）

【相続人代表者*】

- 預貯金通帳
- 認印

【葬祭執行者（喪主）】

- 預貯金通帳
- 会葬礼状または葬儀の領収書など（喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの）

*来庁者が相続人の方でない場合は、相続人からの委任状（7ページ）が必要となります。

亡くなられた方の必要なもの

登録状況や資格情報などによりお持ちのものが異なります。以下のうち、お持ちの方のみご用意ください。

- 印鑑登録カード
- 国民健康保険資格確認書
- 後期高齢者医療資格確認書
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- 各福祉医療費受給者証（子ども医療、心身障害者医療、ひとり親家庭医療、精神障害者医療）

※相続人代表者について

所有権や法定相続割合を決定するものではなく、あくまで市役所の手続きに限定し、亡くなられた方の納税通知書・還付金などについて責任をもって受け取りや管理を行う相続人の代表者のことです。

※銀行、不動産などの相続人代表者とは別のものです。

※遺言書、公正証書遺言がある場合や、相続放棄を検討されている場合は、手続き時に申し出てください。

市役所の手続きができる方、できない方

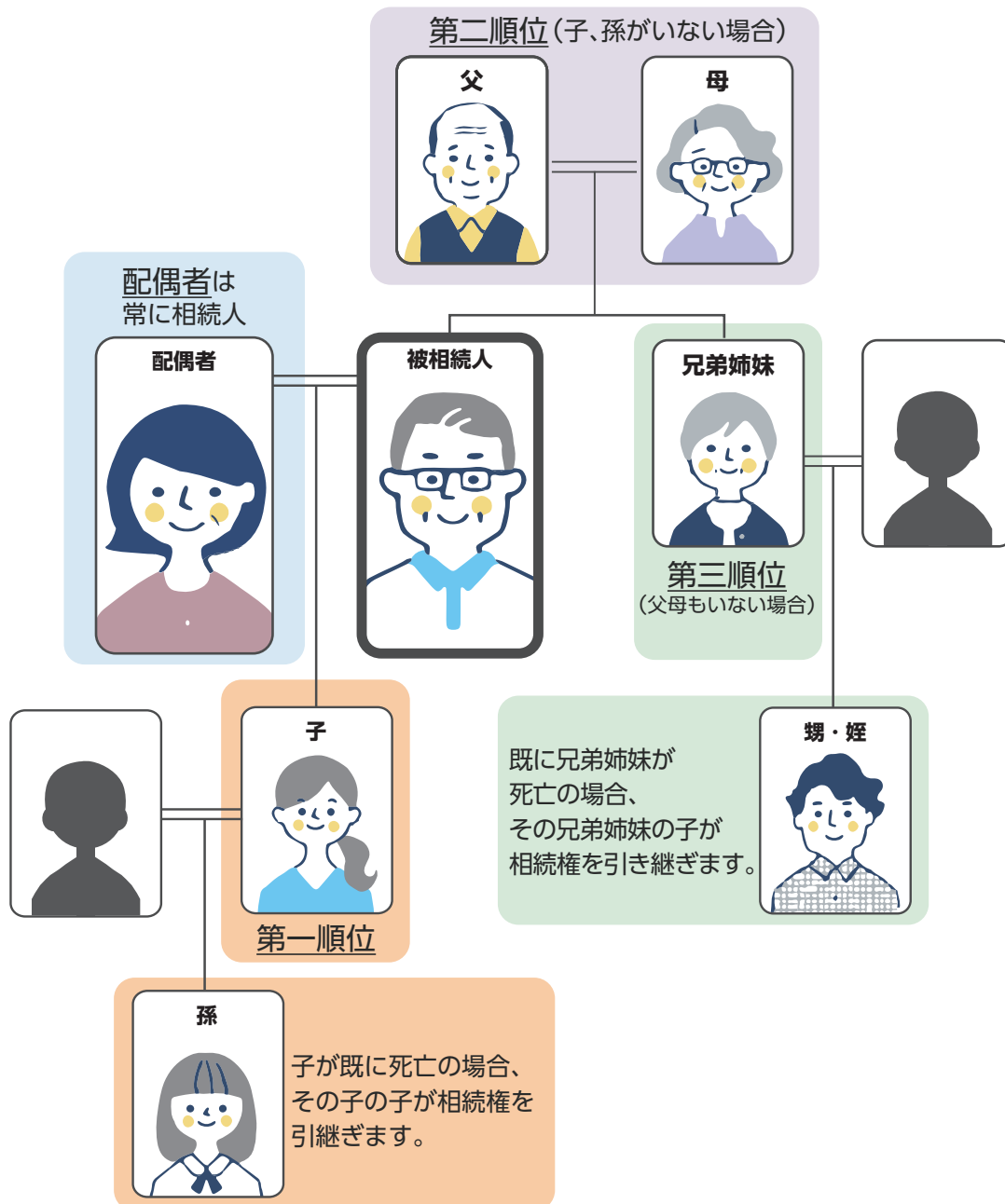
相続人になる人の順番

常に相続人となる人は配偶者（夫、妻）です。

第一順位 子がいる場合は、配偶者と子が相続人です。

第二順位 故人に子（孫）がない場合は、配偶者と父母が相続人です。

第三順位 父母も死亡の場合は、配偶者と兄弟姉妹になります。



相続人以外の方が市役所のお手続きを行うときは、次ページの**委任状**が必要です。

※必ず委任者が全ての項目(委任者、亡くなられた方、代理人、委任事項)を自書し、原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※委任状の作成日より、3カ月以内に申請してください。

委任状

(宛先) 天理市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

生年月日

大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号

(亡くなられた方のお名前)

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方) ※代理人についても必ず委任者自身が記入してください

住所

氏名

委任事項(委任する事項の□に✓を付してください)

※下記の□に✓(チェック)がない場合、何も手続きができないため後日改めて再来庁する必要があります。

- 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、福祉医療、障がい福祉、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)に関する届出
- 未支給年金又は遺族年金等の請求手続きに必要な戸籍等の交付申請及び受領に関する権限
- 世帯主変更に関する手続き

その他、所得証明書、固定資産評価証明書、相続手続きのための戸籍等の交付申請を委任したい場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (34 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (37 ページ参照)
4カ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10カ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

天理市で必要な手続きについては9、10ページに一覧を掲載しています。また、11ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

市役所での手続き確認チェックシート

市役所で必要な手続きの一覧です。詳しくは、該当ページをご覧ください。
 おくやみコーナーをご利用される方は、コーナー利用時（A.市役所おくやみコーナー）または書類送付時（B.自宅でおくやみコーナー）に必要な手続きをご案内いたします。

区分	手続き内容	必要	完了	掲載ページ	
1	基本	死亡届の提出			11
		●相続人代表者指定届（各種税・保険関係）の提出			11
2	住民登録	●世帯主変更届の提出			12
		印鑑登録証（カード）の返却			12
		マイナンバーカードについての説明			13
		（必要な方のみ）●住民票除票（写）交付申請書			13
		（必要な方のみ）●戸籍謄抄本等交付申請書			14
3	保険年金	国民健康保険資格確認書の返却			15
		●葬祭費支給申請書（国民健康保険）			15
		同世帯の方の国民健康保険加入手続き			16
		後期高齢者医療保険資格確認書の返却			17
		●葬祭費支給申請書（後期高齢者医療制度）			17
		各福祉医療費受給者証の返却			18
		国民年金に関するお手続き			19

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	手続き内容	必要	完了	掲載ページ	
4	介護保険			20	
5	障害			21	
6	税金	●固定資産税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出			23
		●未登記家屋名義人変更届の提出			23
		軽自動車税の申告（名義変更または廃車）			24
		故人の税金に関する納付相談			25
7	子ども	児童手当受給者が亡くなられた際の手続き			26
		児童扶養手当受給者が亡くなられた際の手続き			27
		児童手当対象児童が亡くなられた際の手続き			28
		児童扶養手当対象児童が亡くなられた際の手続き			29
		児童（扶養）手当受給者のご家族が亡くなられた際の手続き			30
		幼稚園、こども園、保育所、小・中学校に関する手続き			31
8	その他	市営住宅退去または入居承継手続き			32
		●市営住宅同居者異動届出書の提出			32

1. 基本の手続き

死亡届の提出

手続き詳細	期 限
ご家族などが亡くなられた際に、その事実を自治体に届け出る手続きです。 ※葬儀の前に葬儀社などから提出されるケースが一般的です。	死亡の事実を知ってから7日以内
	手続き可能な人
	ご遺族や後見人など
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書（医師から証明されたもの） ※ 死亡届とセットになっており、死亡診断書に医師が内容を記入するケースが一般的です。	市民課 ☎ 0743-63-1001

相続人代表者指定届（各種税・保険関係）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税が賦課されていたり、健康保険・介護保険などがあつた場合は、以後の税・料金案内を相続人の代表者様に送付することになります。 相続人のうち、市役所の手続きに限定し、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」により届け出る手続きです。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人の口座番号が確認できるもの	おくやみコーナー 各種税・保険料担当課 ☎ 0743-63-1001

2. 住民登録に関する手続き

亡くなられた方が世帯主で、同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ必要となります。残された世帯員の中から新たな世帯主をお決めいただき届け出てください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	おくやみコーナー 市民課 ☎ 0743-63-1001

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却いただくか、ご遺族の方で破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	おくやみコーナー 市民課 ☎ 0743-63-1001

2. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードについての説明

手続き詳細	期 限
マイナンバーカードは希望のある方を除き回収いたしません。 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）はマイナンバーカードでのみ確認することができます。 なお、マイナンバーカードの機能（マイナポータル確認やコンビニ交付など）はお使いいただけません。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
	おくやみコーナー 市民課 ☎ 0743-63-1001

亡くなられた方の住民票除票が必要

手続き 住民票除票（写）の交付申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住民票消除の事実を証明する場合、必要となります。	—
	手続き可能な人
	相続人などの利害関係人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 利害関係を証明できる書類（相続人以外の申請の場合）	おくやみコーナー 市民課 ☎ 0743-63-1001

亡くなられた方の戸籍謄抄本が必要

手続き 戸籍謄抄本などの交付申請

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の戸籍削除の事実・相続人確認を行う場合必要となります。</p> <p>※天理市に死亡届を提出しており、かつ亡くなられた方の本籍地が天理市の場合は、おくやみコーナー利用時に取得いただけます。</p>	—
	<p>手続き可能な人</p> <p>配偶者または直系親族</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>おくやみコーナー 市民課 ☎ 0743-63-1001</p>

MEMO

3. 保険年金に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所窓口で返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書	おくやみコーナー 保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 葬祭費支給申請（国民健康保険）

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書など（喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの）	葬祭執行者（喪主） 受付窓口・問い合わせ先 おくやみコーナー 保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き③ 国民健康保険料金の変更【後日】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の属する世帯の国民健康保険料を再計算させていただき、保険料通知書を送付いたします。 ※口座振替を希望される方は、後日送付される通知書同封の「口座振替依頼書」に記入の上提出してください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き④ 医療費窓口負担割合の変更【後日】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の世帯で、医療費の窓口負担割合に変更が生じた場合は、新しい負担割合が記載された資格確認書または資格情報のお知らせを送付いたします。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き⑤ 限度額適用区分の変更【後日】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の世帯で限度額適用区分に変更が生じた場合、現在有効な限度額適用認定証をお持ちの方には、新しい限度額適用認定証を送付いたします。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き⑥ 同世帯の方の国民健康保険加入手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた健康保険の扶養から外れ、遺族の方が新たに国民健康保険に加入する手続きです。今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書を受け取ってからお手続きをお願いします。	亡くなられた日の翌日から 14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 加入していた健康保険の資格喪失証明書	保険医療課 ☎ 0743-63-1001

3. 保険年金に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所窓口で返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	おくやみコーナー 保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 葬祭費支給申請（後期高齢者医療制度）

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
遺族のもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書など（喪主の方及び亡くなられた方の氏名が確認できるもの）	葬祭執行者（喪主） 受付窓口・問い合わせ先 おくやみコーナー 保険医療課 ☎ 0743-63-1001

手続き③ 後期高齢者医療保険料金の変更【後日】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の後期高齢者医療保険料を再計算させていただき、保険料通知書を相続人代表者の方へ送付いたします。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	保険医療課 ☎ 0743-63-1001

3. 保険年金に関する手続き

年金受給のうち、国民年金のみ（老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害者給付金のみ）の受給を受けていた

手続き 国民年金に関するお手続き

手続き詳細	期 限
加入されていた年金の内容やご遺族の状況により手続きが異なります。詳しくは担当課窓口にてご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	配偶者または同一生計の親族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 死亡届の写し（死亡診断書が確認できるもの）	保険医療課 ☎ 0743-63-1001
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーが確認できるもの <input type="checkbox"/> 請求者の口座番号が確認できるもの	

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険に加入していた

手続き① 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、市役所窓口で返却してください。 ※住所地特例の対象で他市区町村の介護保険証をお持ちの方については、保険証記載の市区町村へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	おくやみコーナー 介護福祉課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 介護保険料金の変更【後日】

手続き詳細	期 限
亡くなった方の介護保険料を再計算させていただき、保険料通知書を送付いたします。 ※還付金が生じた場合は、相続人代表者の方の口座へ振込いたします。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	介護福祉課 ☎ 0743-63-1001

介護認定を受けていた

手続き 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、市役所窓口で返却してください。 ※住所地特例の対象で他市区町村の介護保険負担割合証などをお持ちの方については、負担割合証など記載の市区町村へお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	おくやみコーナー 介護福祉課 ☎ 0743-63-1001

5. 障害に関する手続き

障害の手帳を持っていた

手続き 各種手帳の返却と死亡の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の各種手帳の返却と死亡の届出が必要となります。詳しくは担当課窓口へご相談ください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 ☎ 0743-63-1001

障害に関する手当を受けていた

手続き 障害に関する手当のご相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の障害に関する手当のご相談となります。詳しくは担当課窓口へご相談ください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
	社会福祉課 ☎ 0743-63-1001

精神障害者医療費助成を受けていた

手続き 精神障害者医療費助成に関するお手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受けられていた精神障害者医療費助成について、受給すべき助成金の残余がある場合は相続人代表者の方の口座に振込いたします。 その他の場合については担当課窓口へご相談ください。	—
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者医療費助成受給者証	おくやみコーナー 社会福祉課 ☎ 0743-63-1001

MEMO

6. 税金に関する手続き

天理市に土地・家屋などの固定資産を所有していた

手続き① 固定資産税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が固定資産を所有していた場合は、以後の税に関する案内について相続人の代表者様または現に固定資産を所有する方に送付することとなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのかを届け出る手続きです。</p> <p>※この届出とは別に、法務局に対し不動産相続登記手続きが必要となります。詳しくは、P.39をご確認ください。</p>	<p>相続開始を知った日から3 カ月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p>	<p>おくやみコーナー 税務課 ☎ 0743-63-1001</p>

手続き② 未登記家屋名義人変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>未登記家屋（法務局で登記をされていない家屋）について、名義人を変更する手続きが必要となります。詳しくは担当課窓口へご相談ください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p>	<p>税務課 ☎ 0743-63-1001</p>

原付バイク・小型特殊車両（天理市ナンバーのもの）を所有していた

手続き 軽自動車税の申告（名義変更または廃車）【後日】

手続き詳細	期 限
天理市ナンバーの原付バイクや小型特殊車両をお持ちだった場合は、相続人の方への名義変更、車体を廃棄する場合は廃車の手続きが必要となります。	—
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> （廃車の場合）天理市ナンバープレート	税務課 ☎ 0743-63-1001
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 相続人であることが確認できる書類（別世帯・市外の方）	

給与または年金から市県民税が天引きされていた

手続き 市県民税の納付【後日】

手続き詳細	期 限
特別徴収（天引き）が停止したなど住民税の未納が生じた場合は、納税通知書を相続人代表者の方へ送付いたします。	—
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	税務課 ☎ 0743-63-1001

6. 税金に関する手続き

天理市に納付する税金に未納がある

手続き 故人の税金に関する納付相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の税金に関して相談があれば、担当課窓口へご相談ください。	—
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
—	収税課 ☎ 0743-63-1001

MEMO

7. こどもに関する手続き

亡くなられた方が児童手当を受けていた

手続き① 未支払児童手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の児童手当について、未支払分を対象児童に支給するための手続きです。	速やかに
	手続き可能な人 お子さま
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 児童手当対象のお子さまの口座番号が確認できるもの	おくやみコーナー こども支援課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 児童手当認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられたことにより、対象児童に係る児童手当の受給者を変更する際の手続きです。	原則、亡くなられた月中
	手続き可能な人 配偶者（ご遺族）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 新たな請求者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新たな請求者のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 新たな請求者の口座番号が確認できるもの	おくやみコーナー こども支援課 ☎ 0743-63-1001

手続き③ 児童扶養手当の申請

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられたことにより、新たにひとり親などとなり、児童扶養手当を申請する手続きです。 (※児童扶養手当は遺族年金などの併給調整があり、支給されない場合があります。)	原則、亡くなられた月中
	手続き可能な人 配偶者（ご遺族）
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（配偶者の死亡記載があるもの） <input type="checkbox"/> 申請者の口座番号が確認できるもの <input type="checkbox"/> 申請者、対象児童のマイナンバーが分かるもの	こども支援課 ☎ 0743-63-1001

7. こどもに関する手続き

亡くなられた方が児童扶養手当を受けていた

手続き① 未支払児童扶養手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の児童扶養手当について、未支払分を対象児童に支給するための手続きです。	速やかに
	手続き可能な人
	お子さま
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当対象のお子さまの口座番号が確認できるもの	こども支援課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 児童扶養手当受給資格者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合に必要となる手続きです。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども支援課 ☎ 0743-63-1001

児童手当対象のお子さまが亡くなられた

手続き① 児童手当額改定届の提出

手続き詳細	期 限
児童手当対象のお子さまが亡くなられたことで、児童手当額に変更がある場合に必要となる手続きです。	速やかに
	手続き可能な人 児童手当受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	おくやみコーナー こども支援課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 児童手当受給事由消滅届の提出

手続き詳細	期 限
児童手当対象のお子さまが亡くなられたことで、児童手当受給資格がなくなる場合に必要となる手続きです。	速やかに
	手続き可能な人 児童手当受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	おくやみコーナー こども支援課 ☎ 0743-63-1001

7. こどもに関する手続き

児童扶養手当対象のお子さまが亡くなられた

手続き① 児童扶養手当額改定届の提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当対象のお子さまが亡くなられたことで、児童扶養手当額に変更がある場合に必要となる手続きです。	速やかに
	手続き可能な人
	児童扶養手当受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども支援課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 児童扶養手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当対象のお子さまが亡くなられたことで、児童扶養手当受給資格がなくなる場合に必要となる手続きです。	速やかに
	手続き可能な人
	児童扶養手当受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども支援課 ☎ 0743-63-1001

児童手当を受給している方の配偶者が亡くなられた

手続き 児童手当個人番号変更等申出書の提出

手続き詳細	期 限
児童手当を受給している方の配偶者が亡くなられたことで必要となる手続きです。	速やかに
	手続き可能な人
	児童手当受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	おくやみコーナー こども支援課 ☎ 0743-63-1001

児童扶養手当を受給している方の扶養義務者が亡くなられた

手続き 児童扶養手当支給停止関係届の提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給している方の扶養義務者が亡くなられたことで必要となる手続きです。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	児童扶養手当受給者
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	こども支援課 ☎ 0743-63-1001

7. こどもに関する手続き

幼稚園・こども園・保育所に通園している世帯員がいる

手続き ご家庭の状況確認

手続き詳細	期 限
幼稚園、こども園、保育所などにご家庭の状況をお伝えください。(市役所への手続きは原則不要です。)	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
	幼稚園 こども園 保育所 幼保こども園課 ☎ 0743-63-1001

市立小学校・中学校に通学している世帯員がいる

手続き ご家庭の状況確認

手続き詳細	期 限
小学校・中学校にご家庭の状況をお伝えください。(市役所への手続きは原則不要です。)	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
	小学校 中学校

8. その他の手続き

市営住宅・改良住宅に入居していた

手続き① 退去または入居承継手続き（名義変更）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、住宅使用の有無を市役所に届け出る手続きです。詳しくは担当課窓口へご相談ください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	建築課 ☎ 0743-63-1001

手続き② 市営住宅同居者異動届出書の提出

手続き詳細	期 限
同居者が亡くなられたことで、入居者の変更がある場合に必要となる手続きです。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	住宅名義人
必要なもの	受付窓口・問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	おくやみコーナー 建築課 ☎ 0743-63-1001

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
次の年金のいずれかを 受給していた ・厚生年金 ・共済年金 ・農業者年金	<input type="checkbox"/>	各種年金手続き	桜井年金事務所 ☎ 0744-42-0033 または 加入されていた 共済組合事務局、 奈良県農協
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	天理警察署 ☎ 0743-62-0110 奈良県運転免許センター ☎ 0744-22-5541
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄す る保健所へお問い合わ せください。	奈良県郡山保健所 ☎ 0743-51-0195
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告 など	所轄の税務署 奈良税務署 ☎ 0742-26-1201
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有 者移転（相続）登記など	奈良地方法務局 ☎ 0742-23-5534

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515
乗用車（白や緑のナンバープレート）	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車	奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063
軽自動車（黄色や黒のナンバープレート）	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1845
オートバイ（125cc 超）	<input type="checkbox"/>	名義変更、廃車	奈良運輸支局 ☎ 050-5540-2063
故人名義の水道使用（給水契約）がある	<input type="checkbox"/>	名義変更、使用中止（閉栓）	奈良県広域水道事業団 天理事務所 お客様センター ☎ 0743-63-9251
納める税金や保険料などに未納があり、財産や負債を放棄したい ※相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に申し立てる必要があります。	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立て	奈良家庭裁判所 ☎ 0742-26-1271

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

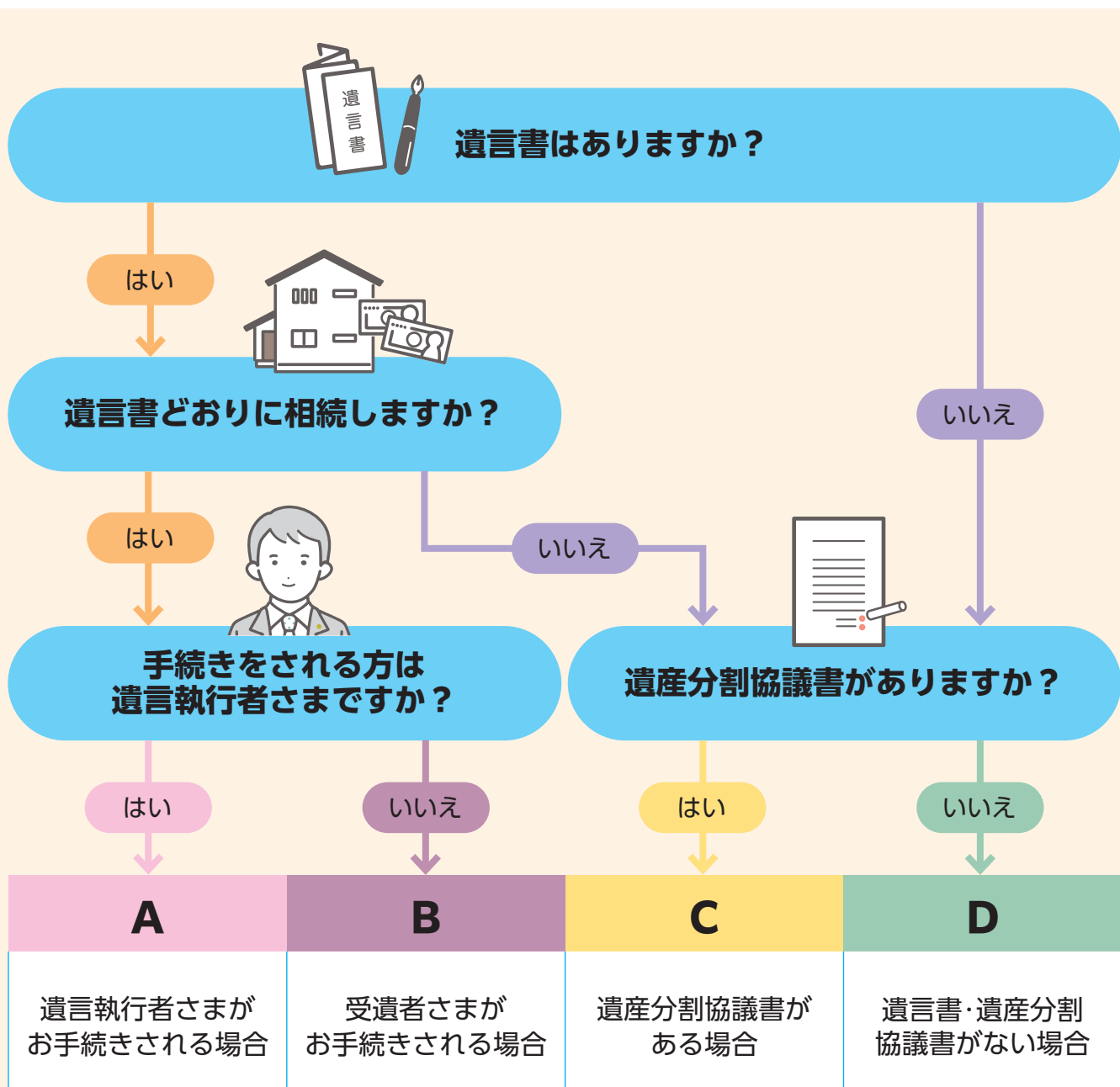
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関ごとに必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

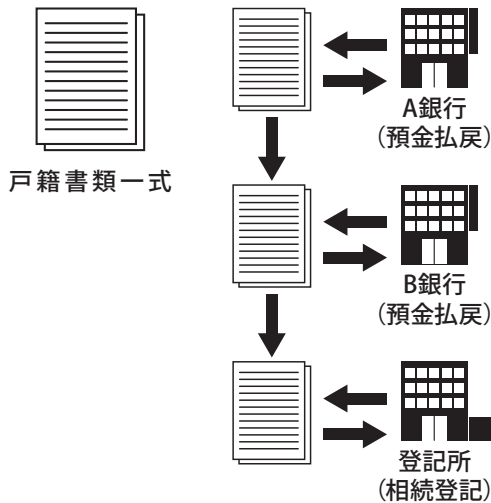
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

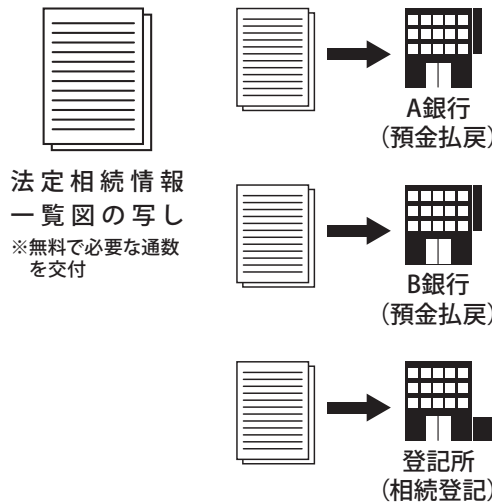
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

空き家で困らないために ～空き家の所有者・管理者の方へ～

近年、適切な管理や活用が行われずに放置された「空き家」が増え続けており、景観や生活環境、防犯等の面から社会問題となっています。そうした空家に対する対策を進めるために、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、空家の所有者に対し適切な管理に努めることが定められています。



空き家を管理せずに放置すると生じるリスク

- 破損や倒壊の危険性（近隣住民の事故に繋がる場合もあります）
- 生活環境への悪影響（景観の悪化や草木の繁茂、悪臭・害虫の発生）
- 防犯性の低下（不審者侵入や放火の危険）



※市などが空き家を処分・維持管理することはできません。

※土地や建物の管理不全が原因で、近隣の建物や通行人等に人的・物的な被害を及ぼした場合、所有者・管理者は損害賠償等の責任を問われる可能性があります。



空き家を放置せずに、有効活用してみませんか?

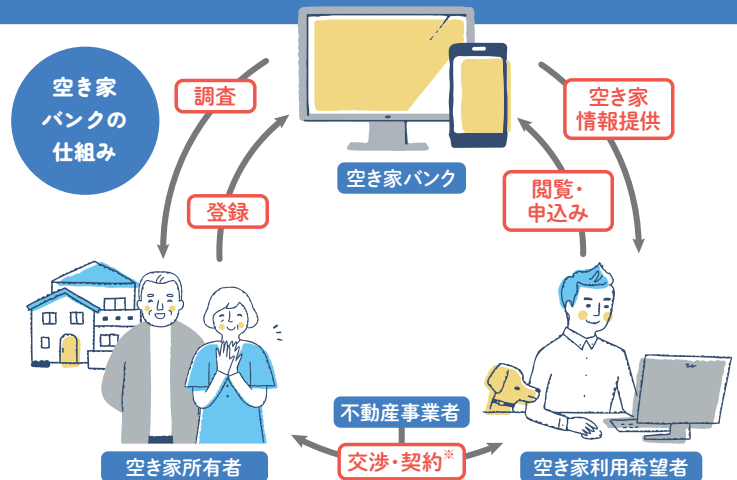


空き家バンク

天理市では、空き家の流通・利活用を促進し、管理不全となる空き家の抑制と、天理市への移住・定住の促進を図るため、「天理市空き家バンク制度」を実施しています。

空き家バンク窓口にご相談の上で必要書類を準備し、登録申請を行います。

審査を経て物件情報が公開されると、売買や賃貸の機会が広がります。



※「交渉」「売買契約」「賃貸契約」に関しては、天理市から委託している事業者がサポートいたします。天理市は直接的な関与は行いません。



天理市 空き家相談窓口

空き家に関する相談内容をあらかじめ整理してからご相談ください。

空き家の利活用について

天理市総合政策課
☎ 0743-63-1001 (内線461)
FAX 0743-62-5016

お困りの「危険な空き家について」

天理市建築課
☎ 0743-63-1001 (内線309)
FAX 0743-62-1550

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行 天理市役所
編集/制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年4月